

経済常任委員会所管事務調査報告書

1 農業及び林業に関する事項

(1) 農畜産業の振興について

農畜産業の振興と安定経営のため、新規就農者、担い手の育成確保等に取り組むとともに、さらなる農業振興策を推進すべきである。

(2) 農畜産物の振興について

農畜産物の加工や地場産品を活かした産業の振興のため、さらなる6次産業化への支援策等を講ずるとともに、制度の周知を充実すべきである。

(3) 林業・林産物について

良質な水環境の保全など多機能保全向上のための森林整備の強化を図りながら、林業生産の振興に努めるべきである。

また、林産物の有効利用については、地元材の利用を「遠軽町地域材利用推進方針」に沿って推進すべきである。

(4) 間伐材の有効利用について

民間活力の推進と研究開発を支援し、林産物の利用を促進すべきである。

(5) 民有林の整備について

国や北海道等の機関と協議し、整備しやすい制度の充実を図るべきである。

2 商工業及び観光産業に関する事項

(1) 商工業の振興について

商工会議所、商工会及び関係団体と連携・協議を図り、起業推進対策、商工業の振興策等を検討すべきである。

また、地場産業の振興を図るためにも、地域特産品の開発促進や販売に努めていくべきである。

(2) 商店街の活性化について

コミュニティ機能を重視した、コンパクトシティを目指しつつ、活気を取り戻す中心市街地活性化に取り組むべきである。

(3) 観光産業の振興について

北海道観光の環境が大きく変化しつつあることから、各地域の特色を活かしつつ、遠軽IC道の駅周辺施設整備と連携しながら新たな観光客誘致を検討すべきである。

3 消費及び労政に関する事項

(1) 消費対策について

地域経済の活性化を図るためにも、物産展等各種イベントを活用し地場製品のPR並びに消費拡大を推進すべきである。

また、地元業者を積極的に活用し地販地消を推進する施策を検討すべきである。

(2) 消費者被害防止対策について

消費者が被害に遭うことがないように、安心した消費活動ができるための相談窓口業務等、保護・防止対策の充実を図るべきである。

(3) 就労対策について

人材確保の観点から、労働者の雇用の拡大、創出など雇用対策を積極的に講ずるべきである。

4 道路及び河川に関する事項

(1) 町道について

円滑な交通アクセスを確保するために、重要度、緊急度を考慮した計画的な道路整備を推進すべきである。

(2) 除排雪について

主要道路、歩道及び交差点においては、できるだけ速やかに行い事故防止に万全を期すべきである。特に、見通しの悪い交差点については、速やかに排雪すべきである。

(3) 河川について

流域森林の保水力の低下や土砂堆積により河底が浅くなっており、地域によっては増水時の被害発生や危険性が高まることから、関係機関と連携を図り整備を進めるべきである。

5 公営住宅及び建築に関する事項

(1) 住宅建設について

「遠軽町町営住宅長寿命化計画」については、住宅建設コストを含め、民間住宅や空き家対策等を総合的に視野に入れながら、速やかに進めるべきである。

(2) 公共施設の修繕等について

公共施設の修繕、改修に当たっては、当該施設の今後の利用状況と耐用年数を勘案しながら執行すべきである。

また、用途を廃した公共施設は、計画的に解体を行うべきである。

6 車両管理に関する事項

(1) 車両の管理について

点検の充実、更新等、適正な管理に努めるべきである。

(2) 町営バス事業について

地域住民の足を確保するためにも関係機関・団体等と協議し、利用者の利便性も考慮した運行体制の整備に努めるべきである。

7 都市計画に関する事項

都市計画マスタープランの推進について

関係機関と連携を図り、総合的・計画的なまちづくりに努めるべきである。

8 公共下水道事業に関する事項

(1) 公共下水道の経営について

施設の適切な維持管理と環境整備に努め、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきである。

(2) 下水道処理区域について

下水道処理区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきである。

また、未整備地区については、計画的な整備に取り組むべきである。

9 水道事業に関する事項

(1) 施設管理について

水道施設の整備、水源周辺の保全及び安定した水量と水質管理に留意すべきである。

(2) 水道管の更新について

「水道ビジョン」に基づき計画的に実施すべきである。